

フロン排出抑制法における十分な知見を有する者に該当する資格等について

フロン類の充填・回収・点検作業について十分な知見を有する者に該当する資格等については以下の表1のとおりです。

以下の資格等の証明書又は講習の受講証明書（修了証）等の写し等を申請書に添付してください。

【表1】

区分	資格等	回収	充填(点検)
A	①第一種冷媒フロン類取扱技術者 [(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会]	○	○
	②第二種冷媒フロン類取扱技術者 [(一財) 日本冷媒・環境保全機構]	○	○※1
B	③冷凍空調技士 [(公社) 日本冷凍空調学会]	○	△※2
	④冷凍空気調和機器施行技能士 [中央職業能力開発協会]	○	△※2
	⑤冷凍空調施設工事事業所保安管理者 [高圧ガス保安協会]	○	△※2
	⑥高圧ガス製造保安責任者（第一種、第二種、第三種冷凍機械）[高圧ガス保安法]	○	△※2
	⑦高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外で第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者）[高圧ガス保安法]	○	△※2
	⑧自動車電気装置整備士 (ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。) [道路運送車両法]	○	△※2※3
C	⑨技術士（機械部門：冷暖房・冷凍機械）[技術士法]	○	—
	⑩冷媒回収技術者 [(一財) 日本冷媒・環境保全機構 冷媒回収推進・技術センター (RRC)]	○	—
	⑪フロン回収協議会等が実施する技術講習修了者	○	—

・「○」…該当、「△」…条件次第で該当、「—」…該当しない

※1 圧縮機、電動機又は動力源エンジンの定格出力25kw以下の空調機器、15kw以下の冷凍冷蔵機器に限る。

※2 充填に必要な知識等の習得を伴う講習（環境省又は経済産業省がその内容を認めたもの）を受講した者に限る。

※3 充填の対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。

フロン類の充填（点検）及び回収の両方の作業を行う事業者が登録申請する場合、十分な知見を有する者として、表1の要件A又はBに該当する者が事業所で作業に従事することが望ましいため、平成28年3月31日までにA又はBに該当するようにしてください。

区分Cに該当する者で、充填（点検）について三年以上の実務経験がある場合、「※2」の要件を満たすことで充填（点検）についても十分な知見を有する者に該当します。

【問合せ先】 高知県林業振興・環境部 環境対策課 フロン排出抑制法担当

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目7番52号 県庁西庁舎5階 TEL 088-821-4524